

一般社団法人春日井市薬剤師会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人春日井市薬剤師会と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を愛知県春日井市に置く。

(目的)

第3条 当法人は、薬学薬業の進歩発展及び公衆衛生の普及向上を図るとともに、会員の倫理及び学術的水準を高め、もって社会医療・保健・福祉の増進に寄与することを目的とし、次の事業を行う。

1. 薬学進歩の助成及び薬業発展に関する事業
2. 薬剤師職能向上に関する事業
3. 環境衛生、公衆衛生の普及指導に関する事業
4. 薬事衛生の向上普及に関する事業
5. 医薬品情報の収集及び伝達に関する事業
6. 地域医療への貢献並びに医療安全の確保に関する事業
7. 介護・福祉の増進に関する事業
8. 災害時等の医薬品の確保、供給に関する事業
9. 日本薬剤師会及び愛知県薬剤師会等との連携、協力及び支援に関する事業
10. その他目的を達するために必要な事業

(公告)

第4条 当法人の公告は、官報に掲載してする。

第2章 社員

(種類)

第5条 当法人に次の会員を置き、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律における社員となる。

- ①正会員 : 春日井市内に就業場所、事業所を有する又は居住する薬剤師で、当法人の目的に賛同し、入会した者。
- ②賛助会員 : 当法人の目的に賛同し、薬学薬業に関係ある者及び当法人の事業を賛助するため入会した個人、団体又は法人。なお、正会員が経営又は勤務する春日井市内の店舗は、その一店舗ごとに賛助会員として扱う。

(入社)

第6条 当法人の正会員、賛助会員として入会しようとする者は、当法人が別に定める入会申込書への記入と入会金を添えて代表理事に提出し、理事会の承認を得るものとする。なお、正会員は日本薬剤師会及び愛知県薬剤師会の正会員となることを推励する。

- 2 会員は、入会申込書の記載事項に変更を生じたときは、遅滞なく変更届を代表理事に提出しなければならない。

(経費等の負担)

第7条 会員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

- 2 会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。
- 3 会員が退社し又は除名された場合、いかなる事由があろうとも、既に納入済である会費その他拠出金品は返還しない。

(社員の資格喪失)

第8条 社員は、次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (4) 2年以上会費又は負担金を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。
- (6) 総社員の同意があったとき。

(退社)

第9条 会員は、退会届を代表理事へ提出し、いつでも退社することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(戒告及除名)

第10条 当法人の会員が、下記のいずれかに該当するときは、社員総会の決議により戒告又は除名することができる。

- (1) 当法人の目的を妨げ、または妨げようとする行為があったとき。
 - (2) 当法人の名誉を毀損したとき。
 - (3) 定款、規約等当法人が定める諸規則に違反し、又は当法人の秩序を乱したとき。
 - (4) 会員が会費又は負担金の納入を怠り、勧告を受けた後2ヶ月を経過しても支払わないとき。
- 2 前項の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行う。

(会員名簿)

第11条 当法人は、会員の氏名又は名称及び住所を記載した会員名簿を作成する。

第3章 社員総会

(構成)

第12条 社員総会は、正会員である社員をもって構成する。

(権限)

第13条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 計算書類、事業報告、事業計画の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(社員総会)

第14条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3ヶ月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(開催地)

第15条 社員総会の開催場所は、理事会が別途定める。

(招集)

第16条 社員総会の招集は、理事が過半数をもって決定し、代表理事が招集する。

2 社員総会の招集通知は、会日より1週間前までに各社員に対して発する。

(決議の方法)

第17条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席社員の議決権の過半数をもってこれを行う。

(議決権)

第18条 各社員は、各1個の議決権を有する。

(議長)

第19条 社員総会の議長は、代表理事が指名する者がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、理事の過半数で決定した者が議長にあたる。

(議事録)

第20条 社員総会の議事については、法令に定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

第4章 役員

(員数)

第21条 当法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上15名以内

(2) 監事 1名以上3名以内

2 理事のうち1名を代表理事とし、理事会で選定する。

3 代表理事は、当法人を代表し、当法人の業務を統括する。

4 代表理事は、会長として職務を遂行し、必要に応じて理事の中から副会長を若干名、専務理事1名を指名することができる。

(理事の職務権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款に定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

(監事の職務権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

(選任等)

第24条 理事及び監事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

(任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

- 4 理事及び監事は、辞任又は任期満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(親族制限)

第26条 理事のうちには、それぞれの理事について、当該理事、その配偶者及び3親等内の親族並びに当該理事と特別な関係がある者が理事総数の3分の1を超えて含まれてはならない。

- 2 前項に規定する特別の関係がある者とは、次に掲げる者とする。

- ①当該理事と事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ②当該理事の使用人
- ③前2号に掲げる者以外の者であつて、当該理事から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- ④前2号に掲げる者の配偶者
- ⑤第1号から第3号までに掲げる者の3親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にする者

(役員報酬等)

第27条 役員報酬は、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議をもって定める。

(取引の制限)

第28条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合には、社員総会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
- (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

(その他役職)

第29条 当法人は、必要に応じて顧問、相談役をおくことができる。

- 2 顧問、相談役は、理事会の承認決議を得て代表理事が委嘱する。
- 3 顧問、相談役の任期は、理事の任期と同様とする。
- 4 顧問は、当法人の重要事項につき、代表理事の相談に応じるほか、随時意見を述べるることができる。
- 5 相談役は、会の運営に関して代表理事の諮問に応じるほか、随時意見を述べるることができる。

第5章 理事会

(構成)

第30条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事の選定及び解職

(招集)

第32条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第9条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

(理事会規則)

第35条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

第6章 基金

(基金の拠出)

第36条 当法人は、社員又は第三者に対し、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第131条に規定する基金の拠出を求めることができるものとする。

(基金の募集)

第37条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続については、理事が決定するものとする。

(基金の拠出者の権利)

第38条 拠出された基金は、当法人が解散するまで返還しない。

(基金の返還の手続)

第39条 基金の拠出者に対する返還は、返還する基金の総額について定時社員総会における決議を経た後、理事が決定したところに従って行う。

第7章 計算

(事業年度)

第40条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事業計画及び収支予算)

第41条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、直近の社員総会において承認を得るものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、社員総会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。

3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(剰余金)

第42条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

(残余財産の帰属)

第43条 当法人が解散したときその残余財産は、社員総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は次に掲げる法人に贈与するものとする。

(1) 公益社団法人又は公益財団法人

(2) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成十八年法律第四十九号)第五条第十七号イからトまで(公益認定の基準)に掲げる法人

第8章 附則

(設立時役員の任期)

第44条 当法人の設立時理事及び監事の任期は、設立後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

(最初の事業年度)

第45条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成24年3月31日までとする。

(設立時の理事、代表理事及び監事)

第46条 当法人の設立時理事、代表理事及び監事は、次のとおりとする。

| | | | |
|-------------------|---|---|----|
| 設立時理事 | 松 | 浦 | 隆 |
| 設立時理事 | 川 | 瀬 | 治之 |
| 愛知県春日井市柏井町二丁目28番地 | | | |
| 設立時代表理事 | 塚 | 本 | 知男 |
| 設立時監事 | 飯 | 田 | 嘉子 |

(設立時の社員の氏名又は名称及び住所)

第47条 当法人の設立時の社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

| | |
|--------------------|------|
| 愛知県春日井市柏井町二丁目28番地 | 塚本知男 |
| 愛知県春日井市小野町二丁目171番地 | 松浦隆 |
| 愛知県春日井市松新町二丁目97番地 | 川瀬治之 |
| 愛知県春日井市八光町四丁目43番地 | 飯田嘉子 |

(法令の準拠)

第48条 この定款に定めのない事項は、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法令によるものとする。

以上、一般社団法人春日井市薬剤師会設立に際し、設立時社員塚本知男他3名の定款作成代理人である司法書士青山 誠は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名をする。

平成23年3月31日


設立時社員 塚本知男
設立時社員 松浦 隆
設立時社員 川瀬治之
設立時社員 飯田嘉子

上記設立時社員の定款作成代理人
名古屋市東区泉三丁目11番27号
司法書士 青山 誠
(登録番号 愛知第999号)



同一情報の提供

提供の日付： 2011年4月1日

公証人： 18010023 **森本 翅 充** 

所属法務局： 名古屋法務局

公証役場： 葵町公証役場

名古屋市東区代官町35番16号

請求対象の登簿管理番号： 11-1801002302001136

請求対象の文書種別： 電磁的記録の認証

請求対象の認証日： 2011年4月1日

請求対象の処理公証人： 18010023 森本翅充

所属法務局： 名古屋法務局

公証役場： 葵町公証役場

名古屋市東区代官町35番16号

認証文

これは、保存された電磁的記録に記載された情報と同一であることを証する。